

令和6年小国町議会 第2回定例会

令和5年第2回定例会が3月5日から15日まで開催されました。令和5年度一般会計補正予算や令和6年度各会計予算、条例改正などが審議され、すべて原案のとおり可決されました。主な内容は次のとおりです。

一般会計に5804万5千円を増額

令和4年度に実施した障害者自立支援給付事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等の国庫支出金の確定に伴う返納金や、昨年の猛暑に伴う農業者への支援、町道の道路維持に要する経費等のほか、決算見込み等に基づく不要額の減額を行いました。補正額は5804万5千円の増額となり、補正後の予算総額は、75億6524万8千円となりました。

小国町おぐにふるさと文化館条例の設定について

町の歴史、民俗等に関する貴重な資料の保存を図るとともに、当該資料を活用した教育、学術

及び文化の発展に寄与することを目的に、旧伊佐領小学校を改装し、歴史民俗資料館として開館するにあたり、必要な条例を設定しました。

小国町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

今年度の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料表を改定するとともに、地方自治法の一部を改正する法律の施行に合わせ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行いました。

小国町国民健康保険施設に関する条例及び小国町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の設定について

小国町立病院の附帯事業として、病院併設型の小規模介護医療院を設置するため、関係条例の改正を行いました。介護医療院は、医療と生活施設の機能を兼ね備え、要介護1から5のか

たを対象に介護保険の入所サービスを行うものです。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

大字小玉川と大字泉岡を区域とする小玉川地域を対象に、令和6年度から10年度までの5カ年を計画期間として、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定を決定しました。本計画では有効な財源確保に努めながら、本区域の振興に資する町道の改良及び交流施設の改修等の事業に取り組みます。

小国町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の設定について

都市機能がバランスよく配置された機能的な町づくり施策を総合的に推進するため、新たに建築の制限に関する条例を設定しました。建築を制限する区域は、都市計画において特別用途地区として「準工業地域」で、制限する建築物は、延べ床面積が1万平方メートルを超える劇場、映画館、店舗、遊技場など建築基準法で定める大規模集客施設等です。

故金熊太郎さん 旭日単光章受章



元小国町議会議員の故金熊太郎さんが旭日単光章を受章され、3月15日ご遺族に伝達されました。

金さんは平成7年4月から平成23年4月まで4期16年の永きにわたり小国町議会議員として在職し、平成19年から平成23年までの4年間は議長として議会の円滑な運営に尽力され、旺盛なる行動力と卓越した見識を持って、地方自治の振興発展にご尽力いただきました。

病後児保育室「にこにこ」のご案内

病後児保育室「にこにこ」では、病気の回復期にあり、集団または家庭での保育が困難な子どもを健康管理センター内の専用保育室で、看護師と保育士が連携してお預かりしています。

熱は下がったが、大事をとって保育園や学校を休ませたいときや、怪我をして保育園や学校を数日休まなければいけないときに保護者が休めない場合などにご利用ください。

■対象児童

- ・町内に住む1歳から小学校3年生までの児童
- ・保護者が町内の事業所に勤務している町外に住む1歳から小学校3年生までの児童

■預かり期間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：00～18：00

■利用料金 ・1日あたり…2,000円／1人 ・5時間以内…1,000円／1人

■問合先 健康福祉課福祉担当（☎61-1000）または、病後児保育室（☎090-7070-8691）へ

詳細は町ホームページをご確認ください。↓



令和6年度 小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金について

■補助要件

- ①「減災対策」、「寒さ対策・断熱化」、「バリアフリー化」、「克雪化」、「県産木材使用」のいずれか1つ以上を含む工事で、かつ町の定める基準点を満たすこと。
- ②町内に住所を有するかたで、自身が町内に所有する住宅等にかかる工事であること。
- ③工事施工にあたり、県内業者と請負契約を締結すること。（減災対策を除く）
- ④工事に要する費用が10万円以上であること。
- ⑤令和7年1月末までに完了する工事であること。
- ⑥町税等に滞納がないこと。
- ⑦申請前に工事を着工していないこと。



■補助金額

- ◎一般世帯：リフォーム工事費の10%（上限12万円）。町内業者と契約する場合は、工事費の20%（上限24万円）。
- ◎一定の条件を満たす「新婚」、「移住」、「子育て」世帯等：リフォーム工事費の15%（上限15万円）。町内業者と契約する場合は、工事費の30%（上限30万円）。
- ◎「減災対策」については、リフォーム工事費の80%（上限30万円）。他の要件工事との併用可能。

■申込方法 補助金交付申請書に必要な書類を添えて、地域整備課に提出してください。申請書は地域整備課にあります。

■募集開始 4月15日(月)～

■その他 受付は申請順で、町の予算の範囲内で助成します。

■問合先 地域整備課建設管理室（☎62-2431）へ

令和6年度 会計年度任用職員募集

■任用期間 任用の日から令和7年3月31日まで

■試験方法 書類選考、面接試験

■試験日 随時（申込者に連絡します）

■申込方法

役場に備え付け、または町ホームページに掲載している申請書に必要事項を記入のうえ、役場総務企画課へ直接または郵送で提出してください。

■受付期間 募集人数に達するまで（毎月20日締切）

■募集職種等

- ①一般事務 4人
- ②介護員 1人

※詳細は、募集要項をご覧ください。

■問合先 総務企画課行政管理担当（☎62-2112）へ

合併処理浄化槽の設置補助

■対象 町公共下水道認可区域外の住宅で、汲み取り便槽または単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に替える工事をする場合。

■補助金額

5人槽43万8千円／6～7人槽53万3千円

※単独処理浄化槽からの切り替えの場合、配管工事費を対象に30万円（上限）を加算します。また、リフォーム（新築以外）で設置する場合は県の上乗せ補助があります。

・5人槽 20万8千円（上限）

・6～7人槽 25万9千円（上限）

■その他 新築で合併処理浄化槽を設置する場合は補助要件があるので、お問合せください。

■問合先 地域整備課建設管理室（☎62-2431）へ

後期高齢者医療保険料の保険料率等が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。また、令和6・7年度の保険料率は、現役世代の負担増を抑制するための制度改正の内容も踏まえて見直しを行うこととなりました。なお、一定以下の所得のかた等について、激変緩和措置が講じられます。

改定される保険料率及び保険料の賦課限度額は、次のとおりです。

【保険料率（令和4・5年度 → 令和6・7年度）】

▽所得割率（所得に応じて負担していただく分を算定する際の率）

8.80% → 9.43% ※ただし、年金収入153万円～211万円相当のかたは、8.68%（令和6年度のみ）

▽均等割額（加入者が公平に負担していただく分）

4万3,100円 → 4万7,600円

【保険料の賦課限度額（令和6年度以降）】

▽賦課限度額 66万円 → 80万円 ※ただし、昭和24年3月31日以前に生まれたかた等は、73万円（令和6年度のみ）

■その他 制度改正の内容や保険料率等の詳細は、7月に保険料額決定通知書とともに送付されるリーフレットに記載されます。

■問合せ先 町民課国保医療担当（☎62-2261）へ

令和6年度 乳幼児健診の日程

乳幼児健診は、健康管理センターで行います。

当日は、母子健康手帳を持参してください。

◇問合せ先 健康管理センター（☎61-1000）へ

■3・4カ月児健診 受付 13:10～13:20

■9・10カ月児健診 受付 13:00～13:10

月日	対象となるお子さん	
	3・4カ月児	9・10カ月児
5月10日(金)	R5年12月、 R6年1月生まれ	R5年6月、7月生まれ
7月5日(金)	2月、3月生まれ	8月、9月生まれ
9月6日(金)	4月、5月生まれ	10月、11月生まれ
11月8日(金)	6月、7月生まれ	12月、R6年1月生まれ
1月10日(金)	8月、9月生まれ	2月、3月生まれ
3月7日(金)	10月、11月生まれ	4月、5月生まれ

■フッ素塗布 1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診で希望されるかたに行います。そのほか、おおよそ2歳、3歳になるかたにもフッ素塗布を行っていますので、町ホームページをご確認ください。

■1歳6カ月児健診 受付 12:30～13:00

月日	対象となるお子さん
6月7日(金)	R4年9月、10月、11月、12月生まれ
10月4日(金)	R5年1月、2月、3月、4月生まれ
2月7日(金)	R5年5月、6月、7月、8月生まれ

■2歳児歯科健診 受付 13:00～13:15

月日	対象となるお子さん
6月19日(水)	R3年9月、10月、11月、12月生まれ
10月23日(水)	R4年1月、2月、3月、4月生まれ
2月19日(水)	R4年5月、6月、7月、8月生まれ

■3歳児健診 受付 12:30～13:00

月日	対象となるお子さん
4月5日(金)	R2年8月、9月、10月、11月生まれ
8月2日(金)	R2年12月、R3年1月、2月、3月生まれ
12月6日(金)	R3年4月、5月、6月、7月生まれ

広告

* 相続手続 *

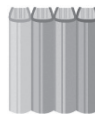


行政書士は頼れる街の法律家

* 遺言書作成 *

3年以内の相続手続はお済みですか？

～ 罰則付きの改正法が4月1日スタート～
手続きは相続専門の当事務所へ



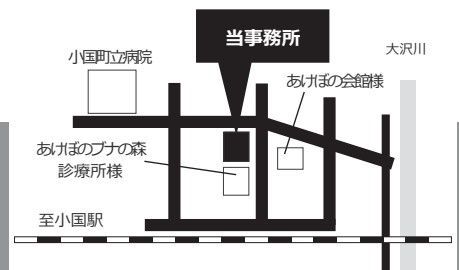
盛田行政書士法務事務所

行政書士 盛田 信明

〒999-1356 小国町大字あけぼの2-7-12

TEL 0238-62-5500 FAX 0238-62-5707

相談は無料
(要予約)



児童手当等制度のご案内

次の手当等には、それぞれ所得制限が設けられています。対象となるかたは、申請が必要です。

	児童手当	母子家庭等修学費	児童扶養手当	特別児童扶養手当
対象者	出生から中学校修了前の児童を養育しているかた。 令和4年6月から所得制限が設けられました。(扶養親族等の人数が3人の場合、年収1,200万相当)	母子・父子家庭で児童を養育しているかた。父母ともにいない場合は、親に代わって児童を養育しているかた。	母子・父子家庭で児童を養育しているかた。父母ともにいない場合は児童を養育しているかた。父・母が重度の障がい者である家庭。	身体、知的、精神に障がいのある児童を在宅で養育しているかた(疾病による内部障がいも該当する場合があります)。
手当月額 R6.4現在	3歳未満15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律 10,000円 特例給付一律 5,000円	小学生 2,000円 中学生 3,000円 高校生 3,500円	45,500～10,740円 加算額 2人目10,750～5,380円 3人目以降6,450～3,230円 ※所得、認定経過年数に応じて手当月額が変更になります。	1級 55,350円 2級 36,860円
支給期間	出生から中学校修了まで(申請月の翌月から支給)	児童が小学校入学から満18歳に到達する年度末まで(在学期間中のみ)	児童が満18歳に到達する年度末まで(一定の障害がある児童の場合は20歳未満)	児童が満20歳に到達する月まで
支給月	6・10・2月	9・3月	5・7・9・11・1・3月	4・8・12月
現況届等	なし	毎年8月に現況届提出	毎年8月に現況届提出	毎年8月に所得状況届提出

※児童手当について、令和6年10月から制度が拡充されます。
児童扶養手当について、令和6年11月から手当月額の引上げ等が行われます。
詳細については、追ってご案内いたします。

■問合せ 健康福祉課 (☎61-1000) へ

愛犬に狂犬病予防注射を！

実施日	会場	時間
4月15日(月)	叶水基幹集落センター	9:00～9:15
	沼沢駅前広場	9:35～9:45
	伊佐領会館	9:55～10:05
	種沢ふれあいセンター	10:15～10:25
	宮の森会館	10:40～11:00
	旧沖庭小学校	13:30～13:50
	多目的屋内運動場「あいペ」駐車場	14:00～15:00
4月16日(火)	白い森交流センターりふれ駐車場	10:00～10:15
	小国町役場 東側駐車場	10:45～11:45

犬を飼っているかたへ～マナーを守りましょう～
 ・放し飼いは禁止されています。つないで飼うようにしてください。
 ・散歩は必ず引き綱を付けて下さい。
 ・犬の散歩をするときは、糞を必ず持ち帰りましょう。

犬を飼う場合、飼い主のかたは愛犬に、年に一度必ず狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。狂犬病に対しては現在のところ有効な治療法がありませんので、予防注射は必ず受けてください。

- 持参するもの 集合注射料金3,500円(釣銭なし)、予防注射の問診表(記載の上)
- 犬の登録について 犬を飼う場合は、町への登録が必要です。住所変更や死亡等があった場合は、事前に手続きをしてください。
- 注意点 注射の際、犬が暴れたり他の犬や人にけがをさせてしまうことも考えられます。しっかり抑えることができるかたが連れてきてください。
- 問合せ 町民課町民生活担当 (☎62-2260) へ

固定資産税課税台帳の閲覧 土地家屋価格等帳簿の縦覧

令和6年度固定資産課税台帳の閲覧と、土地家屋価格等帳簿の縦覧を行います。この機会に所有する資産をご確認ください。

- 期間 4月1日(月)～5月31日(金) (土日祝日除く)
- 受付時間 8時30分～17時15分
- 場所 役場 税務課
- 問合せ 税務課税政管理室 (☎62-2403) へ

国民健康保険からのお知らせ

◎職場の健康保険に加入したときや抜けたときは、国民健康保険の資格を取得・喪失する手続きが必要です。14日以内に届出を行ってください。

- 問合せ 町民課国保医療担当 (☎62-2261) へ